

東浦町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう基盤整備を図るため、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人が施設を整備する場合等に、その経費の一部を補助することにより、在宅福祉の推進を図ることとし、その交付に関しては、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象は、知多北部広域連合介護保険事業計画、東浦町高齢者福祉計画及び東浦町地域介護・福祉空間整備計画で定められている施設であつて、かつ、地域介護・空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（以下「厚生労働省要綱」という。）に定めるものの整備に要する経費とする。

2 前項に規定する経費のほか、厚生労働省要綱の補助の対象となる事業のうち町長が必要と認めるものの実施に要する経費について、補助金の対象とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）及び地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付決定額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 事業主体となる団体の概要、規約その他参考となる資料
- (4) 第2条第1項に定める経費に係る補助金の交付申請をする場合にあっては、設計図面、事業施行箇所図

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2 東浦町ふれあいサロン施設整備事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。